

《 備 考 》

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

《 注 意 事 項 》

1. この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに、1部提出すること。
建築確認申請を要する行為の場合には、確認申請前までに提出すること。
受理書を希望する場合は、届出書に受理印を押印したものを受理書とするので、届出書を2部提出すること。なお、受理書となる副本には、添付書類は不要。
2. 届出書には、次の図書を添付すること。
 - (1) 土地の区画形質の変更の場合
 - (イ) 案内図 … 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面。
 - (ロ) 設計図
 - (2) 建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更の場合
 - (イ) 案内図 … 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面。
 - (ロ) 配置図 … 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面。壁面の位置の制限がある場合は、建築物から境界線までの有効距離を記入すること。
 - (ハ) 立面図 … 2面以上の建築物又は工作物の立面図。最高の高さを記入すること。斜線制限がある場合は、斜線制限について記入すること。外壁・屋根等の色の制限がある場合は、色を表示すること。
 - (ニ) 平面図 … 各階平面図。(建築物の場合のみ)
 - (ホ) 求積図 … 敷地面積の求積図。
 - (ヘ) かき又はさくの構造図 … かき又はさくの構造、高さを記入すること。(かき又はさくの構造の制限がある場合)
 - (ト) 土地登記簿謄本 … 敷地面積が最低限度未満の場合添付すること。写しでも可能。(敷地面積の最低限度の制限がある場合)

屋外広告物の制限がある地区で、屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物に関する図面(完成予想図等)を添付すること。
 - (3) 建築物等の形態又は意匠の変更の場合
 - (イ) 案内図 … 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面。
 - (ロ) 配置図 … 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面。壁面の位置の制限がある場合は、建築物から境界線までの有効距離を記入すること。
 - (ハ) 立面図 … 2面以上の建築物又は工作物の立面図。最高の高さを記入すること。斜線制限がある場合は、斜線制限について記入すること。外壁・屋根等の色の制限がある場合は、色を表示すること。
 - (ニ) かき又はさくの構造図 … かき又はさくの構造、高さを記入すること。(かき又はさくの構造の制限がある場合)

屋外広告物の制限がある地区で、屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物に関する図面(完成予想図等)を添付すること。